

ARCO Trademark Newsletter

Latest news and topics on domestic & overseas trademarks

OVERSEAS TOPICS

～ 中国 拒絶査定不服審判請求期間に関するWIPO情報 ～

WIPO (World Intellectual Property Organization: 世界知的所有権機関) は、マドリッドプロトコルに基づく国際商標登録出願の中国における拒絶査定不服審判請求期間について、以下の情報を公表しました (Information Notice No.19/2011)。

なお、下記情報は参考訳文であり、原文(英文)は下記のWIPOインターネットサイトに掲載されています。

http://www.wipo.int/edocs/madrdocs/en/2011/madrid_2011_19.pdf

中国：マドリッドプロトコルに基づく国際商標登録出願の拒絶査定不服審判請求期間に関する注意事項

1. 中華人民共和国国家工商行政管理総局商標局(以下「中国商標局」)は、拒絶査定に対する不服審判の請求可能期間として中国商標法で定められた15日の期間に関する注意事項をWIPOに通知した。
2. 現在施行されている中国商標法及び商標規則 (<http://sbj.saic.gov.cn>)に基づき中国商標局が発した拒絶査定を受領した場合には、以下に従い、不服審判を請求することができる。
 - 審判請求人が外国人である場合には、中国の代理人を通じて、中華人民共和国国家工商行政管理総局商標評審委員会(以下「中国商標評審委員会」)に対して不服審判を請求することができる。
 - 不服審判は、当該国際登録の保有者(審判請求人)又はその代理人が、WIPOが発送した**拒絶査定の通報を受領した日から15日以内**に請求することができる。
 - 拒絶査定の**通報を受領した日が不明の場合**には、不服審判は、WIPOが発送した**拒絶査定の通報を送付した日から30日以内**に請求することができる。
 - 不服審判に関する補足的な証拠は、審判請求日から3ヶ月以内に中国商標評審委員会に提出することができる。

2011年7月12日

国際登録出願においては、通常、中国商標局が発する最初の通知は拒絶査定(又は登録査定)であり、審査段階で中国代理人を通じて手続を行う機会がないことから、拒絶査定を受領する代理人は、国際登録出願の代理人となります。

[弁理士 山本岳美]

